

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第二条(定義)より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校におけるいじめの定義

本校における「いじめ」とは、本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

心理的・物理的影響を与える行為

- ・悪口、嫌なあだ名
- ・冷やかしやからかい
- ・命令、脅し
- ・無視、仲間はずし
- ・悪意のある落書き
- ・遊びと称する暴力

1対1

1対多

心身の苦痛

苦痛のサイン

- ・笑顔を見せず、元気がなくなる。
- ・頭痛、腹痛を訴えることが多くなる。
- ・口数が少なくなる。
- ・1人で行動することが多くなる。
- ・ぼーっとして思い悩んでいるように見える。
- ・食欲がなくなる。
- ・衣服の汚れや破れ、打撲・擦り傷などが見られる。
- ・遅刻・早退・欠席が目立つようになる。等

2 いじめ防止の基本的な考えと方策

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への理解に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からいじめの一扫を目指します。

そのために

(1)いじめの防止の措置

- いじめを憎み、いじめを許さない土壌をつくります。
 - ・道徳教育、人権・同和教育の充実に努めます。
- 自他を思いやる心を育成します。
 - ・児童理解の推進と望ましい人間関係づくりに努めます。
 - ・一人一人のよさを見つめ、認め、励ます指導を心がけます。
- いじめ問題の重要性を家庭や地域へ発信します。
 - ・学級通信、学校便り等を通していじめ防止の啓発を機会あるごとに行います。

(2)いじめの早期発見の措置

- いじめのサインを見逃さず早期発見に努めます。
 - ・心の声アンケートを定期的(毎月)に実施します。
 - ・子どもたちに寄り添い、子どもの発するサインをキャッチします。
 - ・保護者等からの情報を真摯にうけとめ対応します。
 - ・教育相談週間を設定し、一人一人の声に耳を傾けます。
- あすなる会(いじめ不登校対策委員会)を設置し、全職員で問題に対処します。
 - ・毎月第4木曜日に開き、いじめ兆候の有無を把握します。

(3)いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。
 - ・速やかに管理職に報告するとともに組織として対応します。(臨時のあすなる会の開催)
 - ・被害児童を守り、加害児童に対しては、毅然とした態度で指導します。
- 必要な対応については、全職員で共通理解し、保護者の協力、関係機関と連携して取り組みます。
 - ・校長以下職員は、誠意あ

(4) いじめ解消の定義

いじめ解消の状態は、以下の2つの条件が満たされることを必要とします。

- ①いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている。
- ②心身の苦痛を感じていないかどうか「いじめ・不登校対策委員会(あすなる会)臨時委員会」の面談